

1. 趣旨

- テレワーク等多様な働き方を普及することにより、企業の働き方改革を推進するとともに、事業の生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、**厚労省と地方公共団体が連携**し、テレワークを導入しようとする企業等に対する**各種相談支援をワンストップで行うテレワーク推進センター**を設置する。
- 平成29年度は、東京圏において当該事業を実施する予定。

2. 東京圏のテレワーク推進センターの概要

【設置主体】 国及び東京都の共同設置

【対象者】 都内企業の人事・労務・IT部門等の担当者

【主な機能】 国は専門的な助言・相談、都はワーク・ライフ・バランス施策と連携して対象企業の掘り起こしを図るなど、それぞれの強みを生かし、企業に対してテレワークの導入に係る**情報提供、相談、助言等をワンストップで実施**

【設置イメージ】

相互連携で一体的にサービス提供



- ・セミナー開催
- ・テレワーク相談、コンサルティング
- ・助成金の受付
- ・各種情報の提供

情報提供 (都) セミナーの開催、体験コーナーの設置 等
(国) リーフレット、冊子等の配置 等

相談、助言 (国) 労務管理の在り方等の企業向けのコンサルティング
テレワーク助成金の受け付け 等

3. 今後のスケジュール

- 平成29年2月21日の国家戦略特区諮問会議で、追加の規制改革事項等としてとりまとまった。
- 平成29年通常国会において、当事業を**国家戦略特別区域法**に位置づける改正法を提出(平成29年3月10日閣議決定)。意欲ある地方公共団体の参画の下、当事業を全国に展開。
- 並行して、東京都と事業の詳細なスキームを相談し、平成29年夏頃に設置する予定。